

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	1	(4)	ウ	創意工夫の発揮	創意工夫の発揮について、VE提案ができるものと理解しますが、提案書の提出前に事前にVE提案を提出し、提案の可否が通知され、それを踏まえた提案書を提出する、との理解で宜しいでしょうか。	提案書の提出前に、VE提案等の提出を求めることはありません。
2	3	1	(5)	イ	駐車場	一般用400台以上とありますが、別に管理用(職員用)として必要な台数がありましたらお示し下さい。	管理用(職員用)として必要と考えます。台数については、事業者の提案に委ねます。
3	4	1	(5)	エ	開業準備期間	開業準備期間が「設計・建設期間」に含まれていますが、開業準備業務には「開館式典及び内覧会等の実施業務」や「本施設の維持管理業務」が含まれていることから、開業準備業務の開始前に建設業務を完了し、本施設の所有権を貴市に引き渡す必要があると考えます。このため、開業準備期間は、設計・建設期間に含むのではなく、「令和6年3月1日～4月30日」と区分していただけないでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.22を参照ください。
4	5	1	(6)	キ、ク	事業の範囲	提案事業と附帯事業のちがいは何でしょうか。内容を検討してこちらで分類してもよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
5	8	1	(11)	ア	災害・事故等	災害・事故等について、定義をお示しいただけますでしょうか。また、コロナについてはどのような位置づけとなりますでしょうか。	前段については、災害は災害対策基本法に定義される「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」、事故は一般的に用いられる言葉としての「意図していなかったのに、また予期していなかったのに、人のからだに傷ついたり、生命が失われたり、あるいは物が損傷したり、財産に損害が発生するような出来事のこと」です。 後段については、不可抗力と考えます。
6	9	1	(12)		事業期間終了時の要求水準	事業終了時に市へ引き継ぐ際の建物設備引渡し基準がありますか。	6(1)ケ「事業終了時の対応」に記載のとおりです。
7	10	2	(1)	オ	統括管理業務	統括管理業務責任者が本施設に事業期間中、常駐・常勤でしょうか。また建設工事期間から運営期間において統括責任者の企業が変わる事は可能でしょうか。	前段については、建設工事着手から事業期間終了まで本施設に常駐してください。 後段については、やむを得ない理由がある場合、かつ、市と協議して合意を得た場合に限り変更を認めます。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	11	2	(1)	ウ	事業実施の基本方針	経営環境の変化に十分対応できるよう、事業収支を適切に管理し、経営状況に応じてサービス内容及び対価の見直しを適切に行える仕組みを構築すること、とありますが、経営状況に応じてサービス内容及び対価の見直しを適切に行える仕組みを構築すること、とは具体的な内容はどの様なことでしょうか。サービス内容及び対価の見直しが可能なのでしょうか。	サービス内容については、陳腐化することなく利用者ニーズに合致したもののへの転換等を期待するものであり、対価の見直しとはSPCと運営企業間の契約内容について言及したものです。
9	11	2	(1)	オ	実施体制	統括管理業務責任者は、設計・建設期間、維持管理・運営期間において、要件を満たしていれば、それぞれ変更してもよい、との理解でよろしいでしょうか。	統括管理責任者は、設計・建設期間は原則として変更できません。また、維持管理・運営期間からの変更及び維持管理・運営期間中の変更は、やむを得ない理由がある場合、かつ、市と協議して合意を得た場合に限り変更を認めます。
10	11	2	(1)	オ	実施体制	個別業務の総括責任者が統括管理責任者を兼務して良い旨書かれております。一方で施設整備期間中の「個別業務の総括責任者」についての記載が要求水準書内にございません。つきましては施設整備期間中の総括責任者が誰に当たるかは事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	11	2	(1)	オ	実施体制	建設を担う企業が統括管理業務を行う場合、統括管理責任者は建設企業から派遣してもよろしいでしょうか。	2(1)オ「実施体制」に示す統括管理責任者に求める要件を満たす統括管理責任者を配置すれば、統括管理責任者が所属する企業(設計、工事監理、建設、維持管理、運営、その他)は問いません。
12	11	2	(1)	オ	実施体制	統括管理責任者が常駐する旨書かれておりますが、常に連絡が取れるようにしておけば、365日24時間敷地内にいる必要はないという理解でよろしいでしょうか。	統括管理責任者の本施設への常駐は必須です。
13	11	2	(1)	オ	実施体制	統括管理責任者は、代表企業が派遣しなくて良いものと捉えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。併せて、要求水準書(案)に関する質問回答No.11も参照ください。
14	11	2	(1)	オ	実施体制	統括管理責任者を第三者に委託することは可能でしょうか。	認められません。統括管理責任者は、入札参加者として参加資格要件を満たした者(企業)に所属する者としてください。
15	11	2	(1)	オ	実施体制	転勤等やむを得ない事情がある場合は、施設整備期間中でも統括管理責任者は交代してもよろしいでしょうか。	統括管理責任者は、設計・建設期間は原則として変更できません。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
16	11	2	(1)	オ	実施体制	「(イ)本施設に常駐できる者」とありますが、建設期間中は、工事現場事務所内ではなく、統括管理責任者としての業務内容を適切に遂行できる場所に常駐することも認められるとの理解でよろしいでしょうか。(建設期間中における統括管理責任者の常駐場所の想定についてご教示ください。)	要求水準書(案)に関する質問回答No.12を参照ください。
17	11	2	(1)	オ	実施体制	統括管理責任者は常駐とあり、やむを得ない理由がある場合変更可能とありますが、建設中と運営中とは変更するのが現実的と考えますが変更は可能でしょうか。また、統括管理責任者は現場代理人との兼務は可能でしょうか。	前段については、要求水準書(案)に関する質問回答No.9を参照ください。 後段については、可能です。
18	11	2	(1)	オ	実施体制	本施設に常駐できる者であること。常駐期間は、建設工事着手から事業期間終了までとする、とありますが、ここで示された常駐の定義と、本施設に常駐、について、より具体的にお示しいただけますでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.12を参照ください。
19	13	2	(3)	ア	業務水準書	「業務水準書」について、具体にお示しください。	具体的な内容は、事業者の提案に委ねます。
20	13	2	(2)	イ	(オ)構成員の再選定等	要求水準未達となった場合で構成員を再選定するかどうかの判断は、事業者が行うものとしてよろしいでしょうか。	ご質問の判断は事業者で行ってよいですが、市の承諾を得る必要があります。
21	13	2	(2)	イ	要求水準	本事業への意見、苦情、要望等に対しては、その内容を正確に理解した上で、可能な限り個別業務への反映措置を講じること。また、反映の可否に関わらず、意見、苦情、要望等への対応計画については、市へ速やかに書面による報告を行うとともに、反映が困難な場合については、明確かつ合理的な理由もしくは代替措置等を明記すること、とありますが、反映が適さないと判断した場合の対応方法はどのようにしたら良いのでしょうか。	ご指摘のような事象が発生した場合は、個別に協議するものとします。
22	14	2	(3)	イ	業務水準書の提出	aの「業務開始の60日前までに市に提出」とありますが、実施方針P4のサ事業スケジュール(予定)では、令和3年7月に設計業務を開始予定ですので、5月の基本協定締結時に提出するのでしょうか。要求水準書(案)P11記載の統括管理業務の統括管理責任者の選定・報告は、設計業務の開始前ですので、これに合わせて頂けないでしょうか。	設計業務については、事業契約締結後、業務開始までに速やかに市に提出してください。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
23	14	2	(3)	イ	年度業務計画書の提出	(ウ)bで、「各年度の業務開始の60日前」までに提出とありますが、設計業務においては、実施方針P4の事業スケジュール(予定)で、令和3年7月に設計業務を開始予定ですので、5月の基本協定締結時に提出するのでしょうか。	設計業務については、事業契約締結後、業務開始までに速やかに市に提出してください。
24	14	2	(3)	イ	要求水準	個別業務ごとのコスト及び収支管理を適切に行い、事業期間にわたりサービスが安定的に提供され、資金不足等により事業の安定的継続に支障をきたすような事態が生じないよう、必要な管理体制を構築し、機能させること。なお、コスト及び収支管理の状況については、市の要求に応じて適切に報告すること、とありますが、ここでいう収支管理とは、SPCの収支管理との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	15	3	(1)	ア	a (h) 前面道路	歩道の切り下げについて、市道路河川維持課との協議が必要な旨書かれておりますが、当該協議は落札以後行うものとして考えてよろしいでしょうか。	事業者の判断に委ねます。
26	15	3	(1)	ア	a (m)その他	中国電力との協議は落札以後行えばよいものとして考えてよろしいでしょうか。	提案に際して協議、確認等が必要な事項がある場合は、事業者の判断に委ねます。
27	15	3	(1)	ア	(i) 敷地形状等	敷地内の用水路は造成時に廃止され、暗渠等でも残置されることは無いと考えてよろしいでしょうか。	事業用地内の用水路は用途廃止を予定しており、今後、市と地元関係者で協議を行うこととしています。
28	15	3	(1)	ア	(j) 地質条件	資料4 地質調査結果について、その他資料(室内試験等)がございましたらお示し下さい。	地質調査結果等の資料については、入札公告時に示します。
29	15	3	(1)	ア	(l) 規制等	島根県立大学出雲キャンパス周辺景観地域の高さ制限15mは絶対条件でしょうか。与条件を考慮すると15mを超える可能性があります。	高さ制限15mは、絶対条件ではありません。
30	15	3	(1)	ア	(m) その他	高圧送電線について、「事業者において中国電力と協議・調整を行うこと」とありますが、電線の電圧、高さ等の情報をお示し下さい。	入札公告時に市が把握しているものについて示します。併せて、要求水準書(案)に関する質問回答No.26も参照ください。
31	15	3	(1)	ア	敷地条件等	ただし、設計及び建設において不足となるものについては、事業者にて調査を行うこと、との記載がありますが、提案段階での調査の実施は不要、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
32	15	3	(1)	ア	敷地条件等	遺構・遺物が発見された場合は、速やかに市文化財課に連絡の上、文化財保護法第96条の手続きを行うこと、とありますが、手続きに伴う費用や試掘等費用、工期延長等に伴うものは市が負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	15	3	(1)	ア	敷地条件等	事業者は、必要に応じて中国電力株式会社と協議・調整を行うこと、とありますが、提案段階での協議・調整は可能、との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.26を参照ください。
34	15	3	(1)	ア	bインフラ条件	下水道の布設は市役所で実施とあるが、平成31年度第1回出雲市スポーツ振興審議会の議事録の中に、浄化槽整備工事について、600人を想定し積算とあるが、下水道接続でよいか。	市において、事業用地まで農業集落排水施設の下水道本管と取付管の整備を行うこととしています。
35	15	3	(1)	ア	前面道路	南側：幅員5.5mとの記載がありますが、現地で確認したところ、5.5mよりも狭いと思われます。今後、貴市において道路拡幅を実施されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
36	15	3	(1) ア	(ア) a	(d)建蔽率	建蔽率70%とありますが、景観形成地域基準において「建築面積は敷地面積の10分の6を超えないこと。」との記載があります。建蔽率の上限は60%と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	16	3	(1)	ア	b(c)電気	中国電力に確認を行った場合、必ずしも電気は中国電力から供給を受ける必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	16	3	(1)	ア	インフラ条件	水道事業と協議中、とありますが、協議が終了し、協議内容を公表できる時期はいつ頃でしょうか。	入札公告時に示します。
39	16	3	(1)	ア	インフラ条件	事業用地からの計画汚水排水量等については、事前に市下水道事業と協議を行うこと、とありますが、提案段階での協議は可能、との理解で宜しいでしょうか。	事業者の判断に委ねます。
40	16	3	(1)	ア	インフラ条件	中国電力株式会社と確認、調整等を行うこと、とありますが、提案段階での確認、調整等は可能、との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.26を参照ください。
41	16	3	(1) ア	(ア) b	インフラ条件	送電線の高さをご教授願います。	要求水準書(案)に関する質問回答No.30を参照ください。
42	16	3	(1) ア	(ア) b	インフラ条件	建物内への電力供給において、異送電所からの2回線受電は可能でしょうか。ご教授頂きたいです。	可能です。
43	16	3	(1) ア	(ア) b	インフラ条件	都市ガスは未整備地域と考えて差支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
44	16	3	(1) ア	ア (ア)b	インフラ条件	井戸の掘削は可能でしょうか。掘削制限、日量利用制限等ありましたらご教授頂きたいです。	特に制限はありません。
45	17	3	(2)	ア	駐車場	造成高は、事業者の提案によるものとする、とありますので、資料14 造成計画図にて造成高を適宜変更して構わない、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、建物部分(建物及び犬走り)の造成高は、標高7.6mとしてください。
46	17	3	(1)	(イ)	bメインアリーナ観客席	固定席以外の観覧スペースを確保とありますが、想定人数等ございますでしょうか。また、車いす利用者用スペースは観覧スペース内に計画するものと考えてよろしいでしょうか。その場合、車いす利用者スペースの数は「福祉のまちづくり条例」の望ましい基準と考えてよろしいでしょうか。	前段については、想定人数の制限はありませんが、本施設の規模や利用形態等を踏まえ、提案してください。中段については、3(2)ア(キ)cの内容を踏まえた上で、提案してください。後段については、ご理解のとおりです。
47	17	3	(1)	(イ)	cサブアリーナ	観覧スペースを確保とありますが、想定人数等ございますでしょうか。	想定人数の制限はありませんが、本施設の規模や利用形態等を踏まえ、提案してください。
48	17	3	(1)	イ	整備基本方針	多目的室については、広さと(200㎡)と収容人数(100名)どちらが優先されますでしょうか。	両事項ともに要求水準になります。
49	17	3	(1)	イ	施設構成	アリーナエリア(C)サブアリーナについてですが、バスケット、バレーの公式コートが1面確保できる広さとありますが、備品リストには入っていませんが、使用想定として、1コート使用の為の備品、床金具等の設置は必要かご教授ください。	サブアリーナにおいては、備品リストに記載された備品を用いて実施可能な競技に関しては、公式戦等開催する可能性があります。備品、床金具等は、備品リストを参考とし、事業者の提案に委ねます。
50	17	3	(1)	イ	施設構成	共用エリア(f)キッズルーム、授乳室の考え方で、授乳室は部屋ではなく、各施設で導入が進んでいる設置型・完全個室タイプのもので良いでしょうか。	可能としますが、「各施設・各諸室の要求水準」に記載された授乳室の要求水準を満たしてください。
51	17	3	(1)	イ	施設構成	基本計画時にはメインアリーナ、サブアリーナともに柔道、剣道、空手、なぎなたの武道関連の計画がありましたが要求水準書には記載がありませんが本計画では想定しなくてもよいとの認識かご教授ください。	基本計画時に想定した競技については、実施可能な仕様としてください。備品類については、資料7のとおりになります。
52	17	3	(1)	イ	(イ)施設構成	洪水調節池の必要面積・容量を教えてください。開発区域面積が不明なため、算出が困難です。	「開発行為に伴う流出増対策に係る洪水調節池等設置に関する技術基準(島根県)」を参照ください。
53	17	3	(1)	イ	(イ)施設構成	開発行為に伴う流出増対策として設置するのは、洪水調節池でなく洪水調整池のことでしょうか。一方で開発行為に相当する造成は貴市にて先行して実施しますが、通常は防災上の仮調整池が必要になるかと思料いたしますが、貴市にて整備されるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、「開発行為に伴う流出増対策に係る洪水調節池等設置に関する技術基準(島根県)」第1章第2条第1項を参照ください。後段について、造成中は仮調整池は不要のため設置しませんが、造成で必要となる場所に沈砂池を設けます。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
54	17	3	(1)	イ	建物規模	延べ面積9,000㎡程度とありますが下限の制約はありますか。	要求水準を満たす限り、下限の制約はありません。
55	17	3	(1)	イ	施設構成	エントランスホールと休憩スペースは分けて記載されていますが、空間として供用は可能でしょうか。また、選挙物品保管庫は他の倉庫との併用は可能でしょうか。	前段については、可能です。 後段については、選挙物品保管庫は市の物品を保管するため、他の倉庫との併用は認められません。
56	17	3	(1)	イ	駐輪場	屋外施設のC駐輪場130台以上の内、自動二輪車の台数をご教示ください。	入札公告時に示します。
57	17	3	(1)	イ	整備基本方針	入札公告で公表される造成計画には用排水計画も含まれますか。排水系統等は地元調整に重要なポイントであり、出雲市の考え方と事業者の計画が一致している必要があります。	入札公告時に示します。
58	17	3	(1)	イ	屋外施設	洪水調整池について、開発行為に伴う流出増対策に係る洪水調節池設置に関する技術基準(島根県)に則して整備する、とありますが、誰が判断するのでしょうか。	島根県出雲県土整備事務所と協議が必要です。
59	17	3	(1)	イ(イ)	施設構成	要求水準書で定められた主要諸室について、機能性等の理由によりその一部を附帯施設に設けることはよろしいでしょうか。	認められません。
60	17	3	(1) イ	(ア)	建物規模	延べ面積の下限値について、※注釈に従い、マイナス10%程度と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.54を参照ください。
61	17	3	(1) イ	(イ)	メインアリーナ観客席	「固定席以外の観覧スペースも確保」との記載がありますが、要求水準(案)P23を参照し、車いす利用者用及び介助者用の観客席を指すと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.46を参照ください。
62	17	3	(1) イ	(イ)	天井高さ	メインアリーナ及びサブアリーナは天井全面を高さ12.5m以上とする必要があるのでしょうか。全面ではない場合、「競技範囲」について具体的な範囲をご提示ください。	競技範囲については、次の2点を満たす範囲とします。 ・日本バレーボール協会の定めるフリーゾーンを含めたバレーボールコート1面の範囲(31m×19m以上) ・国民体育大会競技施設基準に定めるバレーボールコート2面及びフリーゾーンを含めた範囲(30m×24m以上)
63	17	3	イ	(イ)	設備基本方針	メインアリーナとサブアリーナの天井高12.5m以上とありますが、景観形成地区において施設の高さ制限はないのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.29を参照ください。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
64	18	3	(2)	ア	(ア)a 全体計画	貴市により造成工事が行われる旨書かれておりますが、この造成工事に瑕疵があった場合のリスクは貴市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	18	3	(2)	ア	(ア)a 全体計画	貴市による造成工事スケジュールを教えてください。設計・建設のスケジュール作成に必要です。	入札公告時に示します。
66	18	3	(2)	ア	(ア)a 全体計画	造成工事について、必要な擁壁なども貴市により整備されるものと理解してよろしいでしょうか。	擁壁等は事業者において設計、施工を行うものとし、市では行いません。擁壁等の意匠も含めて提案してください。
67	18	3	(2)	ア	(ア)c 駐車場	貴市により造成工事が行われるにもかかわらず、駐車場の造成高は事業者の提案による旨書かれていることから、資料14に示された造成高は、落札後に事業者による提案のもと、変更され得ると考えてよろしいでしょうか。	市は先行して資料14に示す造成工事を実施し、完了させます。これ以降の造成工事は、事業者により実施するものとし、事業者の費用負担となります。ただし、建物部分については、浸水ラインである標高7.6mとしてください。
68	18	3	(2)	ア	配置計画	造成計画の概要が提示されている中で造成高は事業者の提案によるとありますが、実際の造成計画についての摺り合わせスケジュール等はどうにお考えでしょうか。	設計業務開始後を想定しています。
69	18	3	(2)	ア	(ア)配置計画	「最新の市防災ハザードマップ」とは、現在、市ホームページで公表されている「出雲市防災ハザードマップ(平成30年度版)」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	18	3	(2)	ア	造成高	事業者の提案によるとは、資料14 造成計画図の造成レベルを事業者の計画に合わせて、市の造成工事費で変更して頂けると言うことでしょうか。	市が行う造成は、造成計画図で示す部分だけです。それ以上の部分については、事業者で提案、施工してください。
71	18	3	(2)	ア	建築計画の要求水準	新型コロナ等の感染症に対応する施設づくりについて、公表される要求水準書に考え方を反映されますか。	現時点では、反映する予定はありません。
72	18	3	(2)	ア	資料14 造成計画図	敷地境界から10mの範囲も造成可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。併せて、要求水準書(案)に関する質問回答No.67を参照ください。
73	18	3	(2)	ア	造成計画	盛土造成による地盤の圧密沈下は想定されていますでしょうか。沈下変位予測等を検討されていたら、資料をお示し下さい。	要求水準書(案)に関する質問回答No.28を参照ください。
74	18	3	(2)	ア	全体計画	先行造成工事は令和4年3月末までの完了予定との事ですが、令和3年7月の事業契約からその間は市側の管理と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
75	18	3	(2)	ア	全体計画	先行造成工事は令和4年3月末までの完了予定との事ですが、事業者の工事着手は令和4年4月からとなるのでしょうか。	市による造成工事完了後となります。
76	18	3	(2)	ア	全体計画	造成計画の概要として【資料14 造成計画図】示されていますが、計画における宅盤レベルの設定及び2段にする意図を教えてください。	高圧送電線を考慮し、建物については敷地北側への配置を想定しています。よって、事業用地北側は床下浸水を避けるため、事業用地北側をFH=7.6mの宅盤としています。一方、事業者における多様な提案を可能とするため、事業用地南側については、市道鷺巣1号線の高さに合わせ、必要最小限の盛土とし、FH=5.6mの宅盤としています。
77	18	3	(2)	ア	建築計画の要求水準	b、施設配置の項で床上浸水を避けるため、建物周囲は標高7.6m以上とされていますが、資料14 造成計画図で駐車場部分は標高5.6mとなっており、最悪の場合避難車両が水没することになりますが、造成計画に変更等のお考えはありませんでしょうか。また、cの駐車場の項で、造成高は、事業者の提案によるなっていますが、造成工事完了後に造成高を変更した場合の工事費は事業者の負担ということでしょうか？	前段については、変更等はありません。後段については、ご理解のとおりです。併せて、要求水準書(案)に関する質問回答No.67も参照ください。
78	18	3	(2)	ア(ア)	b施設配置(c)	想定浸水レベル+0.1mとあるが、これ以上の床高であればよいか。	ご理解のとおりです。
79	18	3	(2)	イ	各施設・各諸室の要求水準	障がい者スポーツに対応した施設とすることとの表記がありますが、どこまでのスポーツをお考えでしょうか。具体的なスポーツ名をご教授下さい。	現段階では、市としては具体的な種目は想定していません。事業者において、利用できる環境としてください。
80	18	3	(2)	イ	平面・動線計画	災害等の緊急避難時に、今回のようなコロナに対する対応も必要と考えますが、新体育館への避難時対応時の施設面、動線面等でのお考えはあるでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.71を参照ください。
81	19	3	(2)	ア	景観	平成30年度・令和元年度出雲市景観審議会議録をご提示ください。	市公式ホームページの「出雲市景観審議会」の開催状況を参照ください。
82	19	3	(2)	ア	景観審議会	景観審議会の開催時期や頻度等をご教示ください。	出雲市景観審議会の開催時期は不定期ですが、必要に応じて開催されます。
83	19	3	(2) ア	(ウ) a	景観	平成30年度・令和元年度出雲市景観審議会議事録によれば、景観形成基準で求められる15mの高さ制限を超えた提案が可能との認識で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.29を参照ください。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
84	20	3	(2)	ア	(カ)安全・防災・防犯	c「大規模災害発生時には、市の指定避難所(収容人数1,000人程度)として使用する。また、必要な備品・資機材の保管スペースとして防災備蓄倉庫(100㎡程度)を整備する」とありますが、当該倉庫に保管する各種備蓄品については、市で調達・管理されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	20	3	(2)	ア	建築設計基準	国土交通省の令和元年6月17日国営整第24号の「建築設計基準令和元年改訂版」でよろしいでしょうか。	遵守すべき法令については、1(8)「遵守すべき法令等」に記載のとおりです。
86	20	3	(2)	ア	防災行政無線等	屋上その他にアンテナ等の基礎が必要であれば、ご提示ください。	防災行政無線は戸別受信機を想定しています。戸別受信機の詳細等は、市公式ホームページで確認してください。
87	20	3	(2)	ア	バリアフリー・ユニバーサルデザイン	cに、車いす利用者のための動線(スロープ等)を確保とありますが、車いす利用者が介助無く自力で上がる動線を求めて居られるのでしょうか。	介助なしの利用は想定していませんが、法令等に遵守してください。
88	20	3	(2)	ア	建築計画の要求水準	太陽光発電など自然エネルギーの利用により省エネルギー及び省資源の実現を図り、とありますが、設備の設置は評価に影響を及ぼしますか。その場合、市の想定する自然エネルギー量は公表されますか。	評価基準については、入札公告時に示します。なお、市の想定する自然エネルギー量は公表しません。
89	20	3	(2)	ア	建築計画の要求水準	大規模災害発生時には1,000人程度の収容を想定されています。感染症対策(ソーシャルディスタンスほかの対策)を行うと全員の収容は難しいのではないかと思います。評価の対象とされますか。	入札公告時に示します。
90	20	3	(2)	ア	環境	CASBEEの取得に関する記載がございませんが、目指すべき指標は特にございませんでしょうか。	特に想定していません。
91	20	3	(2)	ア(エ)c	環境	「環境負荷の低減について、利用者への周知啓発を行うこと」とありますが、周知内容は建築物の特徴という理解でよろしいでしょうか。また、どのような周知方法を想定しているのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者の提案に委ねます。
92	21	3	(2)	(キ)	バリアフリー・ユニバーサルデザイン	車いす利用者がエレベーターを使用することなくメインアリーナ観客席に移動ができる動線(スロープ等)を確保すること。とありますが、スロープを採用した場合、勾配については「福祉のまちづくり条例」の望ましい基準をベースに考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	21	3	(2)	(キ)	バリアフリー・ユニバーサルデザイン	サブアリーナへの車いす使用者の動線は、質疑No.5と同様の考えでしょうか。それともメインアリーナのみ動線配慮ということでしょうか。	メインアリーナ観覧席は、2階床レベルを想定していません。2階に配置する諸室への車いす利用者の動線について配慮してください。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
94	21	3	(2) ア	(キ) c	スロープ	車いす利用者がメインアリーナ観客席に移動が出来るスロープについて、屋内あるいは屋外のいずれでも提案可能との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	22	3	(2)	イ	メインアリーナ	「障がい者スポーツに対応した施設とすること」とありますが、想定されている障がい者スポーツの種類をお示し下さい。	要求水準書(案)に関する質問回答No.79を参照ください。
96	23	3	(2)	(イ)	ランニングコース	P19には他の利用者動線との交錯を可能な限り避けた計画とあります。P23も同様と考えてよろしいでしょうか。また、ランニングコースは新体育館建設基本計画(概要版)にあるように屋内と考えてよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
97	23	3	(2)	イ	メインアリーナ	コンベンション利用を想定されていますが、その内容により、放送・音響・照明・吊りバトンの仕様・機能、内装等が大きく異なります。具体的に設定できる条件をご提示ください。	成人式や選挙投票所としての利用に加え、展示会や商談会等の利用を想定しています。
98	23	3	(2)	イ	サブアリーナ観覧スペース	サブアリーナ2階に観覧スペースを確保とありますが、席数及び車いす用席数をご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問回答No.47を参照ください。
99	23	3	(2)	イ	サブアリーナ照度	照度は事業者提案とありますが、サブアリーナで公式競技は行われないと考えてよいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.49を参照ください。
100	23	3	(2)	イ	各施設・諸室の要求水準	サブアリーナの2階には観覧スペースを確保すること、とありますが、車いす利用者については明記がありません。スペースは必要ないのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.47を参照ください。
101	23	3	(2)	イ(イ)	a.アリーナエリア	ランニングコースは「他の利用者の動線と交錯が生じない」とありますが、専用の室ということでしょうか。また、ランニングコースを屋根下の屋外空間として計画することは可能でしょうか。	前段については、専用の室ではありません。後段については、認められません。
102	23	3	(2)	イ(イ)	a.アリーナエリア	メインアリーナ観客席は、「興行場等に係る技術指針」に適合させなければなりませんでしょうか。	適合義務とはしませんが、建築基準条例等各種法令を遵守してください。
103	25	3	(2)	イ	c 管理エリア	非常用コンセントや防災無線用の空配管は事業者で建設し、非常用コンセント・防災無線の配線は市側で整備すると理解してよろしいでしょうか。	非常用コンセントは事業者で整備するものとし、防災行政無線は市で整備します。
104	25	3	(2)	イ	各施設・諸室の要求水準	「b 共有エリア」の「休憩スペース・物販コーナー」に設ける「自動販売機等の物販コーナー」の運営は、事業者の業務範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、「共用エリア運営業務」「提案事業」「附帯事業」のいずれに該当するのかご教示ください。	前段については、当該物販コーナーの運営は事業者の業務範囲に含まれます。後段については、入札公告時に示します。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
105	25	3	(2)	イ	各施設・諸室の要求水準	医務室は、緊急時の事故対応に利用する、とありますが、医療関係の有資格者が常駐する必要がありますか。また、緊急時の対応マニュアル等は、要求水準書P41「各種マニュアルの整備」の一部として事業者が用意するのでしょうか。	前段については、事業者の提案に委ねます。後段については、ご理解のとおりです。
106	25	3	(2)	イ	事務室	事務室で執務する想定職員数をお示し下さい。	事業者の職員数については、事業者の提案に委ねます。
107	25	3	(2)	イ	程度	防災備蓄倉庫、選挙物品保管庫について、100㎡程度とすること、とありますが、程度の定義についてお示しください。	上限値はありませんが、下限値は面積のマイナス10%程度とします。
108	25	3	(2) イ	(イ) d	植栽	景観形成地域基準において、「住宅以外の用途に供するもので、その敷地面積が1,000㎡を超えるものは、北側及び西側に築地松あるいはこれに準ずる緑化措置を図ること。」との記載がありますが、築地松ではなく、これに準ずる緑化措置の提案も可能と考えて宜しいでしょうか。その場合、これに準ずる緑化措置の詳細をご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、具体的な緑化措置の詳細はありません。出雲市景観計画「島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域」の記載事項及び出雲市景観審議会の議事録を踏まえた上で、提案してください。
109	26	3	(2)	(イ)	駐車場	一般用400台以上(車いす使用者駐車場は、出雲市福祉のまちづくり条例に適合させること)とありますが、車いす使用者用駐車場を含め400台以上の設置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	26	3	(2)	イ	構造基本要件	「出雲市地域防災計画における構造条件を遵守すること」とありますが、「出雲市地域防災計画、第5避難所、具体的な基準2.構造条件」において、「②地震災害に対して強固なコンクリート構造物等であり」とあります。強固なコンクリート構造物等には、鉄骨造も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	26	3	(2) イ	(ウ) a	構造計画基本要件	「出雲市地域防災計画における構造条件を遵守する」とありますが、この計画には災害予防に関する計画の記載があります。構造性能としては、要求水準(案)記載の「b 耐震性安全性」の分類および「c 基礎構造」の性能を満足すれば、地域防災計画で求められる構造条件を遵守していると判断される、という解釈で宜しいでしょうか。	出雲市地域防災計画に記載される避難所の基準の内容について確認してください。
112	26	3	(2) イ	(ウ) b	耐震安全性	建築設備の仕様について、乙類との記載がありますが、目標に書かれている文言は甲類の内容となっています。どちらの仕様が正でしょうか。	正しくは「乙類」になります。要求水準書の耐震安全性の目標を修正します。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
113	28	3	(2)	イ	非常用発電設備等	資料6の非常用電源供給(非常時に電気が必要な諸室)において、多目的室と医務室に空調設備を求められていますが、コンセントも必要ではないでしょうか。	多目的室、医務室においては、非常用のコンセントを設置する方針とします。
114	28	3	(2)	イ	情報通信設備	施設内において利用者が使用可能な公衆無線LAN設備を設けること(設備は事業者で負担し)とありますが、毎月の利用料は市の負担でよろしいでしょうか。	当該費用は事業者負担です。市は、光熱水費に関する提案に基づき、維持管理業務及び運営業務に係る対価に含めて事業者に支払います。
115	28	3	(2)	イ(エ)	c受変電・発電設備(e)	空気調和設備も全館(メイン・サブアリーナを含む)で3日以上の使用を考慮するのか。	資料6「(参考)主要な諸室の設備一覧」に災害時の空調設備機能諸室について記載していますので、確認してください。
116	28	3	(2)	イ(エ)c(e)	受変電・発電設備	「非常用発電設備等」は施設全体が最低3日間以上常時使用できることとありますが、非常用発電設備以外(水・ガス設備等)で上記条件を満たさなくてはならない設備をご教示ください。	要求水準書及び資料6「(参考)主要な諸室の設備一覧」の要件を満たしてください。その他の設備については、事業者の提案に委ねます。
117	29	3	(2)	イ	テレビ共同受信設備	受信料その他受信にかかる費用は、事業者負担とする、とありますが、市の負担ではないでしょうか。	当該費用は事業者負担です。市は、運営業務に係る対価に含めて事業者に支払います。
118	31	3	(2)	イ	農業集落排水	「農業集落排水」とは整備予定の下水道のことを指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	31	3	(2)	イ	農業集落排水	「農業集落排水」が整備予定の下水道とは異なる場合、予定放流先の排水水路等がありましたらお示し下さい。	要求水準書(案)に関する質問回答No.118を参照ください。
120	31	3	(2)	イ(カ)	e排水通気設備(b)	貯留槽を準備しておくようにするのか。	事業者の提案に委ねます。
121	31	3	(2)	イ(ク)	a造成(b)	盛土等の造成工事を行う場合、動態観測調査等を適切に行うとあるが、盛土は市で行うものであり、事業者は関係ないのでは	要求水準書(案)に関する質問回答No.67を参照ください。
122	32	3	(2)	イ	造成	必要に応じて敷地内を造成することができるとありますが、開発行為の対象とならないと考えてよろしいでしょうか。	開発許可は不要ですが、都市計画法第33条に規定する開発許可基準に準拠する必要があります。
123	32	3	(2)	イ	ガス設備	都市ガスについて、計画に当たり事前に事業者への問い合わせを行ってもよろしいでしょうか。	事業者の判断に委ねます。
124	33	3	(2)	イ	その他	市消防本部等と協議の上、防火水槽を設置すること、とありますが、提案段階での協議は可能、との理解で宜しいでしょうか。	事業者の判断に委ねます。
125	34	4	(1)	エ	業務期間	令和3年6月からとありますが、実施方針では令和3年7月からとなっており、異なっています。7月からが正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
126	35	4	(1)	キ	(イ)公共施設等適正管理推進事業債	「公共施設等適正管理推進事業債」について、当該項目以外に記載がございません。これはどのような交付金でしょうか。	総務省の公式ホームページを確認してください。
127	36	4	(2)	ア	資料9 実施設計図書	工事費内訳書及び数量計算書は、施工者の作成した内訳と数量調書と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	37	4	(2)	イ	仮囲い	事業契約後、速やかに仮囲いを設置し、事業用地の管理を行うこと、とありますが、工事着手前ではございませんでしょうか。事業契約後に仮囲いを速やかに設置しなければならない理由をお示いただけますでしょうか。	事業用地の管理及び仮囲いの設置は、市で行う造成工事の完了後からとします。
129	37	4	(2)	イ	事業用地の管理	事業契約後、速やかに仮囲いを設置し、事業用地の管理を行うこと、とありますが、仮囲い設置及び事業用地の管理は造成工事完了後からと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.128を参照ください。
130	39	4	(2)	イ	備品等調達設置業務	リースとした場合、事業期間終了後の貴市への備品引渡は要求水準を充足している限りにおいて、現状有姿との理解でよろしいでしょうか。	リース方式により調達した備品についても、要求水準書で提示した機能及び性能を発揮できる状態で市に引渡してください。
131	39	4	(2)	イ	(カ)施設引渡業務	「市が行う本施設の保存登記等に必要な支援を事業者の負担で行う」とありますが、「表題登記」についても市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	保存登記、表示登記はいずれも市で行いますので、事業者で行う必要はありません。
132	40	5	(1)	イ	業務の区分	(ウ)開館式典及び開館記念イベントに関わる費用はサービス対価に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	40	5	(1)	オ	業務実施上の留意点	事業者は、供用開始までに必要と考える準備業務及びスケジュール等を提案すること。なお、提案に当たっては、市との協議、確認期間に配慮し、業務期間に限らず、事業契約締結後より準備を行うこと、とありますが、よく分かりません。業務期間にこだわらず、準備期間を提案してよい、との理解で宜しいのでしょうか。また、事業契約締結後より、何の準備を行う必要があるのでしょうか。	開業準備は業務期間以前に開始するものもあるかと考えます。よって、当該業務期間にこだわらず、必要に応じて提案してください。
134	41	5	(1)	オ	開館式典等	開館式典及び内覧会等について、コロナの状況がどのような状況になっているのかは誰も想定できませんが、現時点においては式典等の中止の状況が続いていますが、提案においてはWithコロナに関して特に問題視する必要はない、との理解で宜しいでしょうか。	現時点で予測できないこともあり、原案の予定でお考えください。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
135	41	5	(1)	カ	保険	普通火災の付保が事業者になっておりますが、事業者によって付保と同等の効果とありますが、市が想定している付保の保険内容をご教示下さい。	事業者の提案に委ねます。
136	41	5	(1)	カ	普通火災保険	開業準備期間が本施設の引渡前に設定されておりますが、本施設の引渡後でないと貴市を被保険者とする火災保険は付保出来ませんが、火災保険の付保は必要でしょうか。もし付保が必要であれば本施設の引渡時期を開業準備期間前に変更お願い致します。	実施方針に関する質問回答No.22を参照ください。
137	41	5	(1)	カ	開業準備にかかる要求水準保険	火災保険について、市に体育館を引き渡していない段階で、貴市を被保険者としてできる保険はそもそも存在するのでしょうか。一般的には貴市に建物を引き渡した後に開業準備を行う者と思慮されます。	実施方針に関する質問回答No.22を参照ください。
138	41	5	(1)	カ	(イ)普通火災保険	「付保と同等の効果」とありますが、採用いただける(同等の効果として認めていただける)手法を例示していただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
139	41	5	(1)	カ	保険	開業準備期間の火災保険の付保について、市は、事業者によって付保と同等の効果がある手法についての提案があり、これを採用する場合には、事業者の付保義務を免除することができるものとする、とありますが、どのような形で提案すれば良いのでしょうか。提案書の提出前に、事前に可否の確認をいただけるのでしょうか。保険について、その他も同様です。	前段については、事業者の提案に委ねます。後段については、入札説明書等に対する質問の機会等を活用してください。
140	42	5	(2)	イ	予約受付業務	予約受付開始はインターネットホームページ開設と同時に行うのか。また予約システム整備時期についてはインターネットホームページ開設以前に整備しておくのかご教示下さい。	入札公告時に示します。
141	42	5	(2)	イ	予約システム	予約システム整備後、運営期間中の所有者は、市なのか事業者なのかご教授ください。	運営期間中の所有者については、市でも事業者でもどちらでも構いません。事業期間の終了時には、要求水準書で提示した機能及び性能を発揮できる状態で市に引渡してください。
142	43	5	(2)	ウ	開館式典及び内覧会の実施業務	開業準備期間中(令和6年3月1日～令和6年4月30日)に開館式典及び関連行事を企画し、実施すること。併せて内覧会を実施することを要求していますが、まだ維持管理・運営期間開始前なので、これに伴うスタッフや警備費用等は市の負担でよろしいでしょうか。	当該費用は事業者負担です。市は、開業準備業務に係る対価を含めて事業者に支払います。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
143	44 49	6	(1) (2)	オ オ(ウ)a	総括責任者及び 業務責任者 衛生管理	維持管理総括責任者、業務責任者、建築物環境衛生管理技術者について、常駐非常駐の別は事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	44	6	(1)	オ	維持管理総括責任者	維持管理総括責任者の常駐は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.143を参照ください。
145	46	6	(1)	サ	普通火災保険	本事業はBTO方式であり、貴市にて本施設の火災保険に加入されると想定しておりますが、貴市にて加入された場合でも事業者側で火災保険の加入が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
146	46	6	(1)	サ	普通火災保険	付保と同等の効果がある手法とありますがどのような手法が考えられますか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.135を参照ください。
147	49	6	(2)	エ	外構等保守管理 業務	(c)除雪に使用する重機(燃料等を含む)、その他の機材、用具及び作業員の被服等は、全て事業者の負担とする。とありますが、除雪重機の配置は必須条件なのでしょうか。	除雪に使用する重機の配置は必須ではなく、事業者の提案に委ねますが、長期にわたる事業期間を考慮し、速やかに除雪できる提案を期待します。
148	49	6	(2)	エ(ウ)d	除雪	既存施設における過去3年間の除雪回数、規模について実績を開示していただけますでしょうか。	既存施設における大規模な除雪の実績はありません。
149	50	6	(2)	オ (ウ)b(g)	清掃	廃棄物の処理方法について「市の指定する方法」の内容をご教示ください。	市公式ホームページの「事業所のごみの出し方」を確認してください。
150	51	6	(2)	カ	有人警備	警備方法は、機械警備を基本とし、必要に応じて有人警備を行うこと。なお、大会やイベント時には、利用者の安全が確保できるよう警備体制を整えること、とありますが、事業者が対応すべき警備としては、市が主催の大会等と事業者が主催のものとし、それ以外の大会等については主催者側で対応いただく、との理解で宜しいのでしょうか。	基本的に主催者が警備を行うこととします。
151	44	6	(2)	カ(ウ) d		大会やイベント時の有人警備は主催者側が準備するものであり、維持管理で対応するものではないと考えるが必要か。	要求水準書(案)に関する質問回答No.150を参照ください。
152	50	6	(2)	カ	警備業務	警備業務の要求水準には「必要に応じて有人警備を行うこと」とされています。出雲市や一般団体が主催する大会・イベントに必要な有人警備を事業者が行うということでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.150を参照ください。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
153	51	6	(2)	カ	警備業務	d 警備方法は、機械警備を基本とし、必要に応じて有人警備を行うこと。なお、大会やイベント時には、利用者の安全が確保できるよう警備体制を整えること。とありますが、大会やイベント規模の事前予想は不可能です。主催者の要望に対応するためには、応援要員を手配する必要もあります。警備や清掃費用について主催者に請求するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.150を参照ください。
154	51	6	(2)	カ(ウ)d	要求水準	「大会やイベント時には、利用者の安全が確保できるよう警備体制を整えること」とありますが、大会やイベントとは具体的にどのようなものを想定されているでしょうか。	成人式や選挙投票所としての利用に加え、展示会や商談会等の利用を想定しています。併せて、要求水準書(案)に関する質問回答No.150を参照ください。
155	51	6	(2)	キ	修繕・更新業務	施設劣化リスクについて、事業者の責に帰すべき事由(適切な維持管理業務を怠ったこと等)による施設の劣化以外については、貴市負担とされていますが、業務の対象範囲となる修繕・更新のうち、事業者の責に帰すべき事由のない施設の劣化については、貴市にて修繕・更新を実施される、との理解でよろしいでしょうか。	事業期間終了時の要求水準書で提示した機能及び性能を満足する限りにおける経年による劣化については、市が負担します。
156	51	6	(2)	キ	修繕・更新業務	要求水準書には、修繕・更新業務に更新も含む旨の記載がありますが、どの程度の更新までがPFI事業者の業務範囲でしょうか。	要求水準書で提示した機能及び性能を発揮できる状態です。
157	51	6	(2)	キ	修繕・更新業務	(イ)業務の対象範囲 ～ここでいう修繕は、経常修繕及び計画修繕をいう。なお、事業期間内の本施設の機能や性能を維持するために必要となる修繕については、大小問わず事業者が行う業務に含めるものとする。とありますが、10年以上経過すると修理部品が手に入らなくなってきます。経常修繕や計画修繕の範囲を超える規模の修繕や改修が必要となった場合には、市の負担で対応するとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間全体を通じての経常修繕及び計画修繕を求めています。これらに係る費用を含めて提案してください。
158	51	6	(2)	キ(イ)	業務の対象範囲	必要となる修繕については、大小問わず事業者が行うとありますが、体育用具から建物躯体まで施設に関する全てということでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	52	6	(2)	キ(ウ)d	要求水準	修繕や更新内容を電子情報及び図面等に整備することとありますが、図面はCAD図を更新する必要があるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	53	7	(1)	オ	災害時の防災拠点	本施設を指定避難所と位置付けるとありますが受け入れ人数はどの位をお考えでしょうか。	3(2)ア(カ)cに記載のとおりです。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
161	53	7	(1)	オ	災害時の拠点施設としての対応	事業者は、災害発生時において、7(3)ウ(キ)「災害時初動対応業務」を行うとありますが、避難所の開設、運営、閉鎖は基本的に市の職員が行い、事業者は市の職員の業務を支援する。との理解でよろしいでしょうか。	7(3)ウ(キ)「災害時初動対応業務」に記載のとおりです。
162	55	7	(2)	イ	(ア)利用形態の考え方	「事業者提案利用」には、P64～65記載の「提案プログラム業務」として実施する場合のほか、提案事業や附帯事業として利用する場合も含まれ、「施設使用枠及び予約の優先順位」は全て同じになるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	55	7	(2)	イ	利用形態の考え	市専用利用での施設利用の回数は年間どのくらいを予定されていますか。	現段階では、成人式、選挙による市専用利用を想定しています。
164	55	7	(2)	イ(ア)	利用形態の考え方	市が現時点で行おうとしている具体的なイベント等がありますでしょうか。あればご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問回答No.163を参照ください。
165	56	7	(2)	イ	利用形態及び予約の考え方	新体育館の利用については出雲市の専用利用が最優先となっています。出雲市が予定している新体育館利用の頻度や規模、内容等についてお示しいただきたい。	要求水準書(案)に関する質問回答No.163を参照ください。
166	57	7	(2)	ウ	事業者の収入	自動販売機を設置することにより生じる収入については、サービス対価から差し引くこととする、とありますので、自動販売機の設置に伴う事業者の経済的なメリットはない、との理解で宜しいでしょうか	入札公告時に示します。
167	57	7	(2)	ウ	自動販売機	「自動販売機を設置することにより生じる収入については、サービス対価から差し引くこととする。」とありますが、この収入とは、自動販売機を設置する飲料メーカー等から受領する手数料売上ということでしょうか。	入札公告時に示します。
168	57	7	(2)	ウ	事業者の収入	「本施設の使用料収入は市の収入」となるとありますが、地方自治法第244条の2に規定する利用料金ではないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。本事業では、指定管理者の収入として収受させることはしないこととしています。
169	57	7	(2)	ウ	事業者の収入	貴市が支払うサービス購入料で本施設の維持管理・運営を行う旨記載がありますので、附帯事業や自主事業以外で生じる光熱水費は貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。また光熱水費は本事業の予算に含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.18を参照ください。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
170	57	7	(2)	ウ	事業者の収入	「自動販売機を設置することにより生じる収入については、サービス対価から差し引くこととする」とありますが、年度精算するという考えでよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
171	57	7	(2)	ウ	事業者の収入	「自動販売機を設置することにより生じる収入については、サービス対価から差し引く」とありますが、入札金額の算定上も、休憩スペース・物販コーナーに設置する自動販売機収入(使用料・光熱水費控除後の実質的な収入)を運営業務に係るサービス対価から控除する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
172	57	7	(2)	ウ	事業者の収入	「事業者は、自らが提供するサービスの水準、近隣の類似施設等の状況を勘案し、利用料金を提案することができる」とありますが、出雲市スポーツ施設条例における上限等の指定はないとの理解でよろしいでしょうか。(提案事業及び附帯事業の利用料金は、条例により制限されないとの理解でよろしいでしょうか。)	入札公告時に示します。
173	57	7	(2)	ウ	事業者の収入	事業者が提案し、自ら行う提案事業及び附帯事業に係る収入は、事業者の収入とする、とあります。予約受付の優先順位では事業者提案利用が②となっておりますので、事業者が収入を増やすために、一般専用利用と個人利用の回数を減らしてしまうことはないでしょうか。市としては、年間の最低利用者数をどのようにお考えでしょうか。	入札公告時に示します。
174	57	7	(2)	ウ	事業者の収入	事業者は、市が支払うサービス購入料で本施設の維持管理・運営を行うこと。本施設の使用料収入は市の収入となる。事業者が提案し、自ら行う提案事業及び附帯事業に係る収入は、事業者の収入とする、とありますので、実質的な事業者自ら行う提案事業及び附帯事業に係る収入は、提案事業及び附帯事業に係る収入から使用料収入を差し引いたもの、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	57	7	(2)	ウ	事業者の収入	自動販売機を設置することにより生じる収入については、サービス対価から差し引くこととする、とありますので、自動販売機の設置に伴う事業者の経済的なメリットはない、との理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
176	57	7	(2)	ウ	事業者の収入	屋内での売店、屋外での屋台(キッチンカーなどを含む)の収入については事業者の収入と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
177	57	7	(2)	ウ	事業者の収入	本施設の使用料収入は市の収入となることから、利用料金制は導入しないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	57	7	(2)	ウ	事業者収入	「自動販売機の設置による収入はサービス対価から差し引く」とありますが、自販機の電気料金及び行政財産使用料を除いた金額を引く認識でしょうか。	入札公告時に示します。
179	57	7	(2)	ウ	事業者の収入	自動販売機による収入については、サービス対価から差し引くこと。との、記載から自動販売機収入は事業者収入となるが附帯事業には該当しないとの認識でよろしいでしょうか。また、附帯事業に該当しない場合の行政財産使用料の考え方をご教示ください。	入札公告時に示します。
180	57	7	(2)	ウ	事業者収入	「本施設の使用料収入は市の収入となる」とありますが、自ら行う提案事業及び附帯事業においても市への使用料負担が事業者側にかかるのでしょうか。	入札公告時に示します。
181	57	7	(2)	ウ	事業者収入	「本施設の使用料収入は市の収入となる」とありますが、「専用利用及び個人利用」の全てが対象となる認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	57	7	(2)	ウ	事業者収入	「本施設の使用料収入は市の収入となる」とありますが、市の収入時の施設使用の光熱水費は事業者負担となるのでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.18を参照ください。
183	57	7	(2)	ウ	事業者収入	利用者が支払う「施設の使用料」と、事業者が行う「プログラムに参加する利用料金」との明記がありますが、事業者が多目的室でヨガ教室等を開催した場合、利用者は「施設の使用料」と「プログラムに参加する利用料金」を支払うのでしょうか。それとも、事業者が多目的室の行政財産使用料や水光熱費を支払い、利用者は「プログラムに参加する利用料金」のみを支払えばよいのでしょうか。	入札公告時に示します。
184	57	7	(2)	ウ(ア)	事業者の収入	事業者の収入に関して、「本施設の使用料収入は市の収入となる」とありますが、(ア)利用料金収入の取扱いでは、「参加者等から得られる収入を自らの収入とするものとする」とあります。(ア)で言う利用料金とは、提案事業及び附帯事業に係る利用料金ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	57 58				事業者の収入	使用料金の収入は、市の収入とありますが、利用料金収入は事業者の収入とあります。違いをご教示願います。	使用料と利用料金の違いです。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
186	58	7	(2)	エ	利用料金の徴収方法	減免団体、減免実績についてご教授ください。	利用料の減免については、出雲市スポーツ施設条例施行規則第11条の規定に基づき行っています。 減免実績については、以下のとおりです。 出雲体育館 H29:2件 H30:8件 R1:3件 平田体育館 H29:6件 H30:9件 R1:8件 斐川第2体育館 H29:1件 H30:1件 R1:1件
187	59	7	(3)	イ	使用料の還付	現金以外で収受した使用料についても、窓口等による現金還付でしょうか。	入札公告時に示します。
188	59	7	(3)	イ	使用料の収受及び還付義務	一般専用利用の使用料は、受付窓口等による現金収受とすること。なお、事業者の提案により現金収受以外の方法の設定も可とするが、利用者の利便性の向上や業務の効率化を図ることが可能な方法(例:口座引落とし等)とし、事前に市の承諾を得ること、とありますが、非接触・キャッシュレスの採用など、コロナ禍の考えを踏襲する必要はございませんでしょうか。	入札公告時に示します。
189	59	7	(3)	イ	使用料の収受	(ア)使用料の収受、(イ)使用料の還付等の記載がございますが、事業者から市への使用料の納付方法等をご教示ください。	入札公告時に示します。
190	59	7	(3)	ウ	運営管理業務	空調システムを管理し、施設利用者が快適に施設を使用できるようにすることとありますが、これに係る光熱水費は市が支払うサービス購入料に含まれているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて、実施方針に関する質問回答No.18を参照ください。
191	60	7	(3)	ウ	(ウ)連絡調整業務	「b 市関連施設との連絡・調整」の(a)に「市及び他の関連施設との調整」とありますが、「他の関連施設」とは、市のスポーツ施設との理解でよろしいでしょうか。(「関連施設」について、具体的に想定される施設をご教示ください。)	市以外のスポーツ施設も含まれます。
192	61	7	(3)	ウ	(カ)総務業務	bに「アンケートやメール等を通じて」とありますが、アンケートの回収数や設問内容は、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	62	7	(3)	(キ)	a業務内容(d)	「避難所運営にかかる経費については、適正な方法により算出した金額を市が負担」とありますが、適正な方法とは。	市が認める金額であることを前提に、事業者と協議します。
194	62	7	(3)	ウ	災害時の初動対応業務	避難所運営が開始された時から、避難所運営にかかる経費については、市の負担で宜しいでしょうか。	7(3)ウ(キ)a(d)に記載のとおりです。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
195	64	7	(3)	エ	アリーナエリア運営業務	アリーナやサブアリーナで競技備品をセッティングするのは利用者が行う前提にセット方法の説明や補助を行う事理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	64	7	(3)	エ	アリーナエリア運営業務	(イ)提案プログラム業務 提案プログラムと附帯事業のスポーツ教室の違いをご教示ください。参加者より、料金を徴収しない無料で参加できるプログラムが提案プログラム。有料のスポーツ教室が附帯事業との認識でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
197	64	7	(3)	エ	(イ)提案プログラム業務	「スポーツ教室や運動プログラムを企画」とありますが、P67に記載されている附帯事業(一体型の場合)の「スポーツ教室」との相違点をご教示ください。	入札公告時に示します。
198	65	7	(3)	エ	(ウ)大会・イベント等運営支援業務	dに「大会・イベント等の主催者は使用料を事業者に支払う」とありますが、当該使用料は、市の収入になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	65	7	(3)	エ(ウ)c	大会・イベント等運営支援業務	事業者は、市又は一般団体が主催する大会運営が円滑に行われるよう支援することとありますが、臨時警備・清掃等が発生する場合は主催者から別途徴収するという考えでよろしいでしょうか。	基本的には主催者が行うものですが、事業者の提案事業として料金徴収を行うことは構いません。
200	66	7	(3)	カ	提案事業	【例】として、「スポーツ用品の販売」とありますが、P67に記載されている附帯事業(一体型の場合)の「スポーツ用品の販売」との相違点をご教示ください。	入札公告時に示します。
201	66	7	(3)	カ	提案事業	事業者は、施設整備費、光熱水費を含む全ての費用を負担し、とありますが、それ以外の本施設の光熱水費については、全て市の負担でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.18を参照ください。
202	66	7	(3)	カ	提案事業	提案事業において、事業者は、施設整備費、光熱水費を含む全ての費用を負担し、独立採算により運営すること、とありますが、提案事業ではなく、維持管理事業、運営事業に係る光熱水費は市の負担で宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.18を参照ください。
203	66	7	(3)	カ	提案事業	提案事業において、事業者は、本体施設及び事業用地において、本事業の目的の実現と施設利用者の利便性向上を目的として、相乗効果の期待できる事業や業務等を運営業務期間の範囲内で提案し、市の承諾を得た上で実施することができる、とありますので、必須事業ではない、との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
204	66	7	(3)	カ		維持管理・運営費が他の類似施設の状況を踏まえて、約0.9億円程度とあるが、アリーナの使用料(市の収入)以外の提案事業や附帯事業(事業者の収入となるもの)の概算額を教えてください。	提案事業及び附帯事業の実施は事業者の提案に委ねるため、運営業務等に係る対価には見込んでいません。
205	66	7	(3)	カ(ア)	提案事業	「事業者は、施設整備費、光熱水費を含む全ての費用を負担し、独立採算により運営すること」とありますが、これは提案事業に係るものであって、本事業(維持管理・運営事業)に係る光熱水費は市負担という考えでよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.18を参照ください。
206	67	8	(2)	ア	付帯事業 bネーミングライツ	「本施設の一部を利用したネーミングライツ」とは具体的にはどのようなものでしょうか。施設の一部の箇所にネーミングライツを付けるということでしょうか。	一部または全部でも可能です。
207	67	8	(2)	ア	b ネーミングライツ	附帯事業(ネーミングライツを含む)を実施することでサービス購入料が減額されることはないという理解でよろしいでしょうか。	ネーミングライツの対価は市の収入となります。これ以外の附帯事業による収入は事業者の収入となり、その収入によりサービス対価が減額されることはありません。
208	67	8	(2)	ア	附帯施設の類型	一体型(施設非整備型)で市民の憩いの場・市民サービス機能として常設のカフェ等の運営は可能でしょうか。	入札公告時に示します。
209	67	8	(2)	ア	(イ)独立型の場合 (施設整備型)	附帯施設の所有権はSPCが保有する必要があるのでしょうか。それとも、附帯施設を構成企業(構成員または協力企業)が所有する提案も認められるのでしょうか。	入札公告時に示します。
210	67	8	(2)	ア	(イ)独立型の場合 (施設整備型)	dに「転貸は認めない」とありますが、SPCから構成企業(構成員または協力企業)に賃貸することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	67	8	(2)	ア	附帯施設の類型	(イ)独立型の場合(施設整備型) 「附帯施設を本施設とは独立して整備」とございますが、例えば屋上や壁面、共用エリアの一部のスペース等、本施設の中に附帯施設を整備することは可能でしょうか。	入札公告時に示します。
212	67	8	(2)	ア(イ)	付帯事業	独立型の場合における利用形態にc高齢者向け医療、福祉サービスの提供がありますが、基本計画にある島根県立大出雲キャンパスとの連携はこの点を説明しているのでしょうか。	島根県立大学出雲キャンパスとの連携を意図したものではありません。
213	67	8	(2)	ア(イ)	附帯事業	附帯施設の面積は、要求水準書に定められた延べ面積の対象外と解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
214	67	8	(1)	ア	業務の目的	「附帯事業を実施することができる」とありますが、附帯事業を実施しない提案も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	67	8	(1)	ア	業務の目的	附帯事業において、本施設の充実と附帯事業が相互に連携し、施設全体の振興や収益の向上を図るため、事業者は、あらかじめ市に事業の内容を提案し、承諾を得た上で、自らが企画する附帯事業を実施することができる、とありますので、必須事業ではない、との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	67	8	(1)	ア	業務の目的	附帯事業において、提案事業の考えに同じく、事業期間中の変更や見直し、中止は可能との理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
217	67	8			附帯事業	附帯事業で行う事業が途中で事業変更・縮小・撤退する場合でも、附帯事業自体が事業者の提案であることから、要求水準未達となることはないという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
218	68	8	(2)	イ	附帯事業の扱い	施設費整備型で附帯事業を実施する場合の行政財産使用料の考え方をお示してください。	入札公告時に示します。
219	68	8	(2)	イ(ア)	付帯事業	c本施設と一体で施設を整備する場合、ここでフィットネスを行うことになるイメージですか。	入札公告時に示します。
220	68	8	(2)	イ(ア)	付帯事業	フィットネス事業が可能なエリアはありますか。	入札公告時に示します。
221	69	8	(2)	イ	ネーミングライツ	事業者選定時、ネーミングライツ導入に対する評価はされるのでしょうか。	入札公告時に示します。
222	69	8	(2)	イ	附帯事業の取扱い	(カ)ネーミングライツ ネーミングライツに関する取扱いの記載がございますが、ネーミングライツのご提案は審査評価の対象となりますか。ご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問回答No.221を参照ください。
223	69	8	(2)	カ	ネーミングライツ	ネーミングライツは、5年未満で対価を含めた見直しを想定しているとありますが、市が一方的に見直し、事業者から事業者以外の者に変更された場合は、看板やパンフレットの名称変更にかかる費用は市で負担頂けるとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	69	8	(2)	カ	ネーミングライツ	市がネーミングライツを導入、変更した場合、パンフレット等の名称変更に係る費用は貴市にご負担いただくのでしょうか。	ご理解のとおりです。

出雲市新体育館整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
225	69	8	(1)	イ	ネーミングライツ	事業者は、ネーミングライツの対価を市に支払うこと、とありますが、市に支払うのは、事業者又はその他の企業、ではございませんでしょうか。事業者が取りまとめて市に支払わなければならない、とのことでしょうか。	事業者がとりまとめた上で、市に支払ってください。
226	69	8	(1)	イ	ネーミングライツ	提案書提出時に、ネーミングライツの対価を提案することはできないのでしょうか。また、ネーミングライツの対価が評価されないのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.221を参照ください。
227	1	資料7 (参考) 備品一覧			防災備蓄倉庫	防災備蓄倉庫の備品は示されている通りだと思われませんが、備蓄品(水・食料・毛布等)は貴市で用意及び管理していただけたらという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.84を参照ください。
228		資料7			備品一覧(参考)	参考の備品一覧を開示していただいておりますが、廃止に向けた取り組みが進んでいる、出雲体育館、平田体育館、斐川第2体育館の現行備品の再利用等は考慮する必要が無いとの認識でよろしいでしょうか。	継続利用する備品があるため、入札公告時に示します。
229	別添 1・2	資料7 (参考) 備品一覧			アリーナ用備品 (参考)	運動用具(バスケットボール、ラケット等)の記載がありませんが、これは事業者で用意する必要がありますでしょうか。	運動用具(バスケットボール、ラケット等)については、利用者が持参することを想定しています。運動用具の貸出し等を行う場合は、提案事業として事業者で用意してください。
230					備品一覧	メインアリーナ、サブアリーナともバドミントン支柱に関しては床差し込み式、移動式どちらで想定されてますでしょうかご教授ください。	支柱の形式の指定はありませんので、事業者の提案に委ねます。ただし、障がい者スポーツを含む他の競技に支障が生じないようにしてください。
231	資料14 造成計画				先行造成工事	先行して貴市が行う造成工事が設計業務における現況地形として当該業務を開始することとなるかとありますが、敷地境界から10m部分も造成することは可能でしょうか。また、可能である場合の条件などはございましたらご教示ください。	前段については、可能です。 後段については、都市計画法第33条に規定する開発許可基準に準拠する必要があります。
232	資料14				造成計画図	宅盤が2段である理由を教えてください。	要求水準書(案)に関する質問回答No.76を参照ください。
233	資料14				造成計画図	事業地敷地境界線から10mセットバックして造成を行う理由を教えてください。	盛土による事業用地外への影響を考慮しているためです。